

令和5年4月吉日

ご入居者・ご家族 各位

社会福祉法人 育生会
特別養護老人ホーム ひまわり港南台
施設長 高田 修嗣

新型コロナウイルス感染症に伴う面会規制緩和について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご協力を賜り、誠にありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第18条に基づく基本的対処方針や業種別ガイドラインに沿って対応しておりましたが、5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類相当から5類感染症への変更をうけ、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止されることとなります。

このため、5月8日（月）以降は、日常における基本的な感染対策については、事業者の判断に委ねられ、自主的な感染対策に取り組むこととなり、行政等は感染症法に基づき、事業者の判断に資するような情報の提供を行うこととなりました。

つきましては、当施設でも5月8日（月）より現在の面会方法を見直し、別紙の通りに変更致します。

但し、5類に移行しても、新型コロナウイルスの感染力や病原性が変わるものではありませんので、今後の感染状況等を踏まえ、面会方法については隨時検討・変更して参りますので、ご理解ご協力の程、お願い致します。

【問い合わせ先】

特別養護老人ホーム ひまわり港南台

生活支援部 相談課

TEL 045-830-3710

【令和5年5月8日からの面会方法】

I. ご入居者の居室での面会が可能となります

1. 接種証明書、接種証明書アプリ、接種券、陰性証明等の証明書等の提出は不要です
2. ご予約の必要はございません
3. 曜日の制限はございません
 - 施設内ではマスク着用をお願いします
 - 玄関にて、うがい手洗い後、受付にて検温・面会受付票に記入後、直接居室に上がって下さい
※エレベーターの暗証番号は受付にてご確認下さい
 - 面会時間は、15分を目安にして下さい
 - 面会受付時間は9:00～17:30とします
※おやつ等差し入れ（受付預かり）は、19:00まで受け付けております
※食事、入浴時間及び定期受診（往診）等の場合は、お待ち頂くことがあります
 - 一度の面会人数は、基本3名までとします
 - 施設（居室）内の飲食はご遠慮下さい
 - 高校生以下はご遠慮願います

II. 外出できるようになります

- 体調等により外出できない場合があります。事前にご確認願います
 - 本人の心身状態や認知機能によっては、安全に実施できないと判断される場合があります。
 - 経管栄養や痰吸引、インスリン注射などの医療的ケアが常時必要な場合や、持病により急変の可能性がある場合は嘱託医に意見を求める場合があります
 - 看取り期に入っている場合は、外出先での死亡も考えられるため、それを本人・家族が理解したうえで呼吸停止時の対応が問題なければ可能です
 - 食事を伴う場合、使用している自助具や薬の準備・食事摂取の際に必要な配慮（誤嚥予防のための食形態変更やトロミを付けられるかどうか）の対応が問題なければ可能です
- 前日の17時までにご連絡下さい。期限内に申し出があれば外出時の食費が請求から除外されます
- できる限り三密「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発生をする密接場所」を避けて下さい
- できる限りのマスク着用をお願いします
- 手洗い等の手指衛生をお願いします

III. 外泊できるようになります（原則1泊2日）

- 体調等により外泊できない場合があります。事前にご確認願います
 - 本人の心身状態や認知機能によっては、安全に実施できないと判断される場合があります。
 - 経管栄養や痰吸引、インスリン注射などの医療的ケアが常時必要な場合や、持病により急変の可能性がある場合は嘱託医に意見を求める場合があります
 - 看取り期に入っている場合は、外出先での死亡も考えられるため、それを本人・家族が理解したうえで呼吸停止時の対応が問題なければ可能です
 - 食事の場面では、使用している自助具や薬の準備・食事摂取の際に必要な配慮（誤嚥予防のための食形態変更やトロミを付けられるかどうか）・普段の生活環境と違う所で過ごすことによる認知症状の一時的な変化などにより、相当の準備時間を要する場合があることの対応が問題なければ可能です
- 3日前の17時までにご連絡下さい。期限内に申し出があれば外出時の食費が請求から除外されます
- できる限り三密「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発生をする密接場所」を避けて下さい
- できる限りのマスク着用をお願いします
- 手洗い等の手指衛生をお願いします